

体験交流型プログラム運営業務に関する仕様書

1. 委託業務名

体験交流型プログラム運営業務

2. 事業の目的

奥会津地域で暮らす人々が身の回りにある地域資源を活用した「奥会津ならではの体験交流型プログラム」を提供することによって地域内外の人々の交流機会を生み出し、関係人口の増加に繋げ、奥会津地域の活性化を目指す。

また、本事業の運営に奥会津地域に暮らす地域住民に自分事として責任ある立場で事業参加してもらうことで民官協働となる横並びのパートナーシップの構築を図り、奥会津地域の共通課題である人口減少や高齢化により陥りつつある自助の低下や行政依存体質からの脱却及び改善を目指す。

3. 業務内容

体験交流型プログラム運営において、下記の業務を行うものとする。

(1) 運営事務局組織

奥会津地域内の民間人材を主体とした運営事務局を組織する。地域内で賄えない業務を担当する地域外の人材を人員に加えて良いが、本事業の運営主体は地域内の人材が担うこと。なお、運営事務局の体制については事業着手時に組織図を委託者へ提出し承認を得ること。

(2) プログラム提供者選出

身の回りにある地域資源を活用した「奥会津ならではの体験交流型プログラム」を提供する人材の選出を行う。なお、選出する人材は奥会津に暮らす人、もしくは地域外の人材であっても既に奥会津と継続的な関わりがあり今後もそれが見込める方とする。

(3) 選出されたプログラム提供者との連絡調整

体験交流型プログラムを構築する上で必要なプログラム提供者との諸連絡、調整を行う。連絡手段は任意の手段で構わないが、委託者がある状況を必要に応じて確認できるような仕組み（各種SNS等）の活用が望ましい。

(4) 各会議やワークショップの企画・運営

各会議やワークショップのテーマに則した資料の作成、説明、会議のファシリテートを行う。これらの開催時期や内容については委託者と協議の上決定すること。

なお、本業務においては、(2)において選出されたプログラム提供者間の関係性を深めることができるようなアプローチを心掛け実践すること。

(5) 予約管理WEBシステムの開発及び運用

造成されたプログラムの予約管理WEBシステムを開発し運用する。WEBは奥会津独自デザインのものとし、そのデザイン製作を含む。ただし、サーバーは受託者が管理するものとし、その使用料を見積額に算入すること。

なお、必要な仕様は下記のとおりとする。

- ① 独自ドメインで運用すること。
- ② プログラム提供者がWEBサイトに関する専門知識を有していなくても、各自でWEBにプログラムを容易に掲載することができること。
- ③ パソコン、スマートフォン、タブレット端末など画面サイズが違う端末でも表示が可能なシステムであること。
- ④ 体験交流プログラムの予約を希望する者（以下、「顧客」とする。）が自らWEBで予約することができ、運営事務局、プログラム提供者が予約管理をする際、電話からの予約、WEBからの予約管理とも一元管理できること。
- ⑤ 運営事務局が容易に顧客管理及び属性(性別、年代等)について情報収集できるとともに、権限を柔軟に設定でき、個人情報保護について十分配慮されていること。

⑥ 各種SNSと連携することができること。

(6) パンフレット作成業務

作成されたプログラムを掲載するガイドブックを作成する。(デザイン含む。) 掲載するプログラム内容は上記WEBと連動したものとする。仕様は委託者と協議の上決定するものとするが、パンフレット内に次の一文を必ず表記すること。

「この冊子は、電源立地地域対策交付金により作成されています。」

(7) 広報業務

体験交流型プログラムの周知について各種媒体を活用しPRを行う。媒体の選定や頻度については委託者と協議の上決定するものとする。

この他、各種SNSを活用し事業の取り組みの様子を発信する。発信内容については受託者に任せるが、個人情報や漏れ伝わることのないよう、インターネットリテラシーを意識した適切な発信を行うこと。

(8) 動画の撮影

体験交流型プログラム開催時の動画撮影及び編集を行う。仕様は委託者と協議の上決定するものとするが、動画内に必ず次の一文を表記すること。

「この動画は、電源立地地域対策交付金により制作されています。」

なお、編集後のデータは記録媒体へ保存し、委託者へ納品するものとする。

4. 業務実施期間

契約日～令和5年2月28日

5. 成果品

(1) 報告書

業務実施についてまとめた報告書を令和5年2月28日までに納品すること。なお、実施した業務のスケジュールや、開催した会議、ワークショップの概要、参加者がわかるように記載すること。

(2) 撮影動画の記録媒体

体験交流型プログラムの開催の様子を撮影、編集した動画データを記録した媒体(任意)を令和5年2月28日までに納品すること。なお、動画のデータ形式はmp4とする。

6. その他

(1) 契約額には、上記3に関する経費(交通費、宿泊費、消耗品費、資材及び機器の使用料、各報告書の作成に係る費用等)を含む。

(2) 契約に係る費用については受注者が負担するものとする。

(3) 本業務により知りえた情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用しないこと。

(4) 業務実施報告書ほか本業務の納品物についての著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者等が事業着手前から有する著作物は除く。

(5) この仕様書に定めのない事項については委託者と受注者が協議の上決定する。